

# あびらの未来を、みんなで考える。

## 新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来のかたちを決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

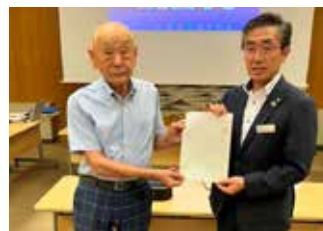
この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていきます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

### 前回のおさらい

前号では、8月27日に新たに委嘱された「安平町未来創生委員」の皆様に対し、町長から第3次総合計画の策定に関して諮問された内容と様子をお知らせしました。

具体的には、下記事項を未来創生委員会へ諮問しています。



- ・令和9（2027）年度から令和16（2034）年度の8年を計画期間とする、基本的な目標を定める「基本構想」づくり
- ・令和9（2027）年度から令和12（2030）年度の4年を計画期間とする、分野別目標とその具体的取り組みを定める「前期基本計画」づくり

広報あびら9月号で、第3次総合計画策定に向けた方針を取り上げましたが、その最後に「自治体本来の目的である「町民の福祉（幸せ）の増進」に努めます」と結びました。

今号では、この結びの部分を少し掘り下げていきます。



## 自治体（地方公共団体）の役割

安平町（地方公共団体）の存在を規定する『地方自治法』という法律の中に、地方公共団体の“役割”が書かれています。

### 【地方自治法 第1条の2第1項】

地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図ることを基本**として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

この役割を達成することが、安平町（地方公共団体）としての“目的”ということになります。

## 住民の福祉

ここでいう「福祉」とは、いったいどういう意味なのでしょう。地方自治法には意味が直接書かれていないため表現の仕方はさまざまですが、おおむね次のとおりと理解されています。

### 【福祉の意味】

心身ともに健康で、安心して、自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えること。



児童福祉や、高齢者福祉など分野的、制度的な意味での「福祉」よりも意味が広いたま～

## Well-being (ウェルビーイング)

この言葉を聞いたことがあるでしょうか。WHO（世界保健機関）では、50年以上前からこの考え方に着目して取り組みが進められてきました。

SDGs（持続可能な開発目標）という国際連合が定めた世界共通の具体的な目標を実現するための中心的理念にも据えられています。また、日本政府としても、各種計画や指標づくりの中で重視されるべき考え方として取り入れられています。

### 【ウェルビーイングの意味】

身体的にも、精神的にも、社会的にもできるだけ良いとされる状態のこと。

## まとめ 第3次総合計画で大切にしたい考え方

「福祉」と「ウェルビーイング」は、端的に表現すれば住民の皆様の『幸せ』につながりますが『幸せ』のかたちは人それぞれです。その多様な『幸せ』のかたちを追求できるような土台作りが「まちづくり」であり、その設計図が総合計画だと捉えています。

この総合計画の策定を義務付ける「町の憲法」といわれる「安平町まちづくり基本条例」には、次のような目的が明記されています。

### 【安平町まちづくり基本条例第1条】

この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、**町民自ら考え行動する町民自治の実現**を目的とします。

第3次総合計画は、多様な価値観を持つ町民の皆さんが求めるさまざまな形の「幸せ」を実現し、安平町で安心、安全に暮らせることを目指すための計画です。

### 【総合計画に関するご意見】

随時、受け付けています。インターネットからも受け付けていますので、ぜひご活用ください。右記二次元コードからもアクセスできます。

インターネット受付先：<https://www.harp.lg.jp/kyFPjdtc>

郵送先：〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課 宛

FAX送付先：FAX 2026



総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751